【様式４】

**参加資格要件確認票**

令和　　年　　月　　日

　愛媛県知事　中村　時広　様

〒

住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　㊞

　令和７年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめＳＴＯＰ！デイplus」運営業務の公募型プロポーザルへの参加に当たり、下記のとおり相違ないことを誓約します。

記

１　当社は、愛媛県内に事業所（本社、支社、営業所等）を

　　　□有している。

　　　□有していない。

　　　※上記□のどちらかにチェックすること。

２　当社は、令和５～７年度愛媛県競争入札参加資格者一覧（製造の請負等）に

　　　□登録されている。（整理番号　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　□登録申請手続中である。

　　なお、　年　月　日に登録申請しておりますが、期日までに登録がなされなかった場合は、企画提案書の提出が無効となることについて承諾します。

　　　※上記□のどちらかにチェックし、登録申請手続中の場合は、月日を記入すること。

３　当社は、地方自治法施行令第167条の４(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当する者ではありません。

４　当社は、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中の者ではありません。また、業務予定者選定までに指名停止措置を受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。

５　当社は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者ではありません。

６　当社は、企画提案書の提出期限の日前６月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者ではありません。

７　当社は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではありません。

８　当社は、国、地方自治体及び大学法人から、本事業と同種又は類似の受託実績があります。

９　当社は、県との協議に柔軟、真摯に対応します。

※共同企業体の場合は、構成員全員がそれぞれ作成すること。

※共同企業体の場合は、構成員全員で様式4-1も作成すること。

【様式４-１】

**委託業務共同企業体参加資格要件確認票**

令和　　年　　月　　日

　愛媛県知事　中村　時広　様

共同企業体の名称

構成員　〒

（代表者）住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　㊞

構成員　〒

住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　㊞

（以下、構成員列記）

　このたび、令和７年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめＳＴＯＰ！デイplus」運営業務の受託に係る共同提案に参加するため、委託業務共同企業体を結成しました。

　令和７年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめＳＴＯＰ！デイplus」運営業務について、解散日までの間、別紙委任事項の権限を当共同企業体代表者に委任します。

　使用印は別紙のとおりです。

　なお、業務受託に際しては、連帯して行うものとし、委託業務共同企業体協定書及び指定の添付書類を提出します。

　これらの事項は、事実と相違ないことを誓約します。

別紙

【様式４－２】

**委 任 事 項**

１　令和７年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめＳＴＯＰ！デイplus」運営業務に関して、当企業体を代表して委託者である愛媛県と折衝する権限

２　入札及び見積りに関する一切の権限

３　委託業務代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限

４　その他業務に関して、諸届、諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

【様式４-３】**（例示）**

**委託業務共同企業体協定書**

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　(１)　愛媛県発注に係る令和７年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめＳＴＯＰ！デイplus」運営業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。）の受託

　(２)　前号に付帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、令和７年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめＳＴＯＰ！デイplus」運営業務共同企業体（以下「委託業務共同企業体」という。）と称する。

（事務所の住所）

第３条　委託業務共同企業体は、事務所を愛媛県　　　市　　　町　　　番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　委託業務共同企業体は、　　年　　月　　日に成立し、第１条に規定する業務の委託契約の履行後三箇月を経過するまでの間は解散することができない。

２　委託業務共同企業体は、第１条に規定する業務を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　委託業務共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　住　　　　所

　　商号又は名称

　　代　 表　 者

　　住　　　　所

　　商号又は名称

　　代　 表　 者

　（以下、構成員を列記）

（代表者の氏名）

第６条　委託業務共同企業体は、　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　委託業務共同企業体の代表者は、第１条に規定する業務の履行に関し、委託業務共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料（前払金を含む。）の請求、受領及び委託業務共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の責任）

第８条　各構成員は、第１条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第９条　委託業務共同企業体の取引金融機関は、　　銀行　　支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第10条　委託業務共同企業体は、第１条に規定する業務の完了後当該業務について決算するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第11条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第12条　構成員は、発注者及び構成員全体の承認がなければ、委託業務共同企業体が第１条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第１条に規定する業務を完成する。

（構成員の除名）

第13条　委託業務共同企業体は、構成員のいずれかが、第１条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項の規定を準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第14条　構成員のうちいずれかが第１条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第12条第２項の規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第15条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

　(解散後の瑕疵担保責任)

第16条　委託業務共同企業体が解散した後においても、第１条に規定する業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　(協定書に定めのない事項)

第17条　この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

　　　　　　外　　社は、上記のとおり、委託業務共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代　 表　 者

　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代　 表　 者

　　　　　　　　　　　　　　(以下、構成員を列記)